

「容量市場における入札ガイドライン」の改定の建議について

2026年1月19日
 電力・ガス取引監視等委員会事務局
 取引監視課

(趣旨)

「容量市場における入札ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の事前監視における価格つり上げに関する改定を経済産業大臣に建議することについて、御審議いただきたい。

1. 現状と対応案

ガイドラインでは、「（事前）監視で確認された価格を超える価格で応札した場合や、当該監視を受けず基準価格¹以上で応札した場合²には、必要な手続きを踏まえた上で当該応札を取り消すこととする。」と定められている。

しかしながら、応札を取り消すこととすれば、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の使用者の利益を阻害するおそれがあることもある。

そのため、応札を取り消すことなく必要な是正を図ることも可能であることを明確化する観点から、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、ガイドラインの改定を経済産業大臣に建議することについて、本委員会にて御審議いただきたい。

2. 新旧対照表

現行	改定後
<p>5. 容量市場の活性化</p> <p>(4) 監視方法</p> <p>(ウ) 価格つり上げ（事前監視）</p> <p>応札の受付期間開始までに、市場支配力を有する事業者を対象として、基準価格以上の応札価格になる見込みの電源については、当該価格の算定方法及び算定根拠についての説明を求める。なお、当該監視で確認された価格を超える価格で応札した場合や、当該監視を受けず基準価格以上で応札した場合は、必要な手続きを踏まえた上で当該応札を<u>取り消すこととする。</u></p>	<p>5. 容量市場の活性化</p> <p>(4) 監視方法</p> <p>(ウ) 価格つり上げ（事前監視）</p> <p>応札の受付期間開始までに、市場支配力を有する事業者を対象として、基準価格以上の応札価格になる見込みの電源については、当該価格の算定方法及び算定根拠についての説明を求める。なお、当該監視で確認された価格を超える価格で応札した場合や、当該監視を受けず基準価格以上で応札した場合は、必要な手続きを踏まえた上で当該応札を<u>取り消すことができる</u>こととする。</p>

3. 今後の進め方

本件については、本委員会にて御了解をいただければ、資料3-1のとおり、経済産業大臣に建議することとしたい。

¹ 前年度のメインオークションにおける指標価格とする。

² 電力・ガス取引監視等委員会は、必要に応じて事前監視で確認した価格を事業者に通知し、応札の受付開始後、実際の応札データとの整合性を確認する。